

## ○所属名称「山梨県馬術連盟」の使用規程

(平成29年8月18日制定)

(趣旨)

**第1条** 各競技会(日馬連主催以外の競技会も含む)で所属名称として、「山梨県馬術連盟」(以下「県馬連」という。)の使用を許可する場合は、この規程の定めるところによる。

(使用許可)

**第2条** 「県馬連」の使用は、次に該当する場合に許可するものとする。

- (1) 競技者が「県馬連」所有馬で競技会に参加する場合。
- (2) 理事会で使用の許可を得た場合。

(使用申込)

**第3条** 「県馬連」の使用許可を受けようとするものは、競技会参加申込み締め切り日の14日前までに、使用許可申請書を実施要項とともに事務局に提出し、許可を得なければならない。

(使用上の注意)

**第4条** 使用に当たっては次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可条件を厳守すること。
- (2) 大会終了後、プログラムまたは成績表を事務局へ提出すること。
- (3) 「県馬連」の代表としての自覚を持って行動すること。

(改廃)

**第5条** この規程の改廃は、理事会の議を経なければならない。

### 附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

# 所属名称「山梨県馬術連盟」使用許可申請書

平成 年 月 日 提出

山梨県馬術連盟  
会長 土橋 亨 殿

申 請 者

印

標記の件について、所属名称として「山梨県馬術連盟」を使用して競技に参加したく、大会実施要項を添えて下記のとおり申請いたします。

大会名	
大会期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
使用競技	競技者名
	競技及び競技馬名
使用の理由	

※参加申込み締切り日の14日前までに申請すること。

平成 年 月 日

## 所属名称「山梨県馬術連盟」の使用について

申請者 \_\_\_\_\_ 殿

山梨県馬術連盟  
会長 土橋 亨

平成 年 月 日付け、所属名称として「山梨県馬術連盟」の使用申請について、下記のとおり回答いたします。

記

使用について	1. 許可	2. 条件付許可	3. 不許可
--------	-------	----------	--------